



中津市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年4月7日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

# 措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 定期監査

課 名：市民病院事務部総務課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 契約について</p> <p>1者による随意契約において、契約履行開始後に見積執行をし契約を締結していた事案が見受けられた。本契約の4月1日履行開始前までに契約締結を行なうため債務負担行為の設定を施すなどの改善を求める。また、設計額の設定において、その積算根拠が不明確なものが見受けられたので改善を求める。</p> <p>(2) 財産管理について</p> <p>中津市病院事業会計規程では、帳簿は随時照合しその正確な残高を確認するよう努めなければならないとされている。しかしながら、固定資産台帳と資産の随時照合が行われておらず、固定資産管理シールの貼付も行われていなかった。また、固定資産台帳に数量のないものが記載されている等台帳整備が不十分なものが見受けられた。</p> <p>早急に、固定資産台帳と資産の照合により台帳整備を行い、固定資産管理シールの貼付を求める。また、今後も定期的な照合を行い、規程に基づく適正な資産管理を求める。</p> <p>(3) 文書管理について</p> <p>文書管理事務において、起案用紙の決裁処理欄の日付未記入や文書の受付・決裁が未処理の文書が見受けられた。</p> <p>今後は、文書取扱規程に基づく的確な事務処理の徹底を求める。</p>	<p>契約締結につきましては、今後は履行開始前までに行うよう改善し、令和3年度より債務負担行為により履行開始前の契約締結を行います。</p> <p>また、設計額の積算根拠につきましては、今後は業務内容や想定数量の明確化を行い、的確な事務処理に努めます。</p> <p>固定資産台帳に数量の記載漏れ等の不備があるものにつきましては、全て修正処理を行いました。今後は的確な事務処理に努めます。</p> <p>また、固定資産台帳と資産の照合及び固定資産管理シールの貼付につきましては、次年度中（R3.3.31迄）に完了させるとともに、各部署における定期的な照合が実施できるよう調整し、適正な資産管理に努めます。</p> <p>今回指摘を受けたことを課員全員で共有し、文書取扱規程に基づく的確な事務処理を徹底します。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 定期監査

課 名：市民病院事務部病院建設準備室

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 契約について</p> <p>契約事務において、処理誤りが以下の通り見受けられた。            今後は、契約事務マニュアル及び中津市事務決裁規程等に基づいて慎重な事務処理を求める。</p> <p>①現場説明書及び受付名簿等の作成漏れ            ②業務完了前の委託料の支払いがあった            ③中津市事務決裁規程による予定価格調書の取扱者区分の誤り            ④契約書内容の記載誤り</p>	<p>今回指摘を受けた①及び③につきましては、「中津市契約事務マニュアル」や「中津市事務決裁規程」の確認等の徹底により、慎重な事務処理を行います。</p> <p>また、②業務完了前に委託料を支払いしていたことにつきましては、支払い事務に細心の注意を払い、同様の誤りがないようにいたします。</p> <p>なお、契約内容を見直し、その内容を契約書に明記するようにいたします。</p> <p>④契約書内容の記載誤りをしていたことにつきましては、今後の契約締結時には契約書内容を複数人にてより一層の点検をいたします。</p>	
<p>(2) 財産管理について</p> <p>医薬品のたな卸について、市民病院内薬局及び診療材料倉庫の現地調査を行い担当者より説明を受けた結果、中津市病院事業会計規程どおりの運用をしていなかった。しかしながら、その運用が物理的に遂行できない場合は的確なたな卸が担保できる範囲で規程の変更等の改善を求める。</p> <p>また、医薬品破損・廃棄届において、届出者の押印漏れや破損日、場所等の記載漏れが見受けられたため、適切な事務処理を求める。</p>	<p>医薬品のたな卸につきましては、中津市病院事業会計規程に基づき、たな卸に関係のない職員の立ち会いをいたします。</p> <p>また、医薬品破損・廃棄届への必要事項の記載徹底を行い、適切な事務処理を行います。</p>	